

千歳市行政改革基本方針（案）

パブリックコメント（市民意見公募）閲覧用資料

意見募集期間	平成28年10月11日（火）～11月10日（木） 郵便の場合は、当日消印有効
応募資格	千歳市内に在住、在勤または在学の方
意見の提出方法	「意見書」用紙に住所・氏名（法人の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）・電話番号・ご意見等をもれなく記載してください。 郵便、ファクシミリ、電子メール、意見箱への書面の投函のいずれかによります。 記載事項漏れや電話・口頭でのご意見は、提出意見として取り扱わない場合があります。
意見の提出先・問合せ	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市総務部行政管理課行政経営係 電話：0123-24-3131（内線238） 0123-24-0512（直通） FAX：0123-22-8853 e-mail：gyoseikanri@city.chitose.hokkaido.jp

千歳市行政改革

基本方針(案)

平成 28 年 月策定

千歳市

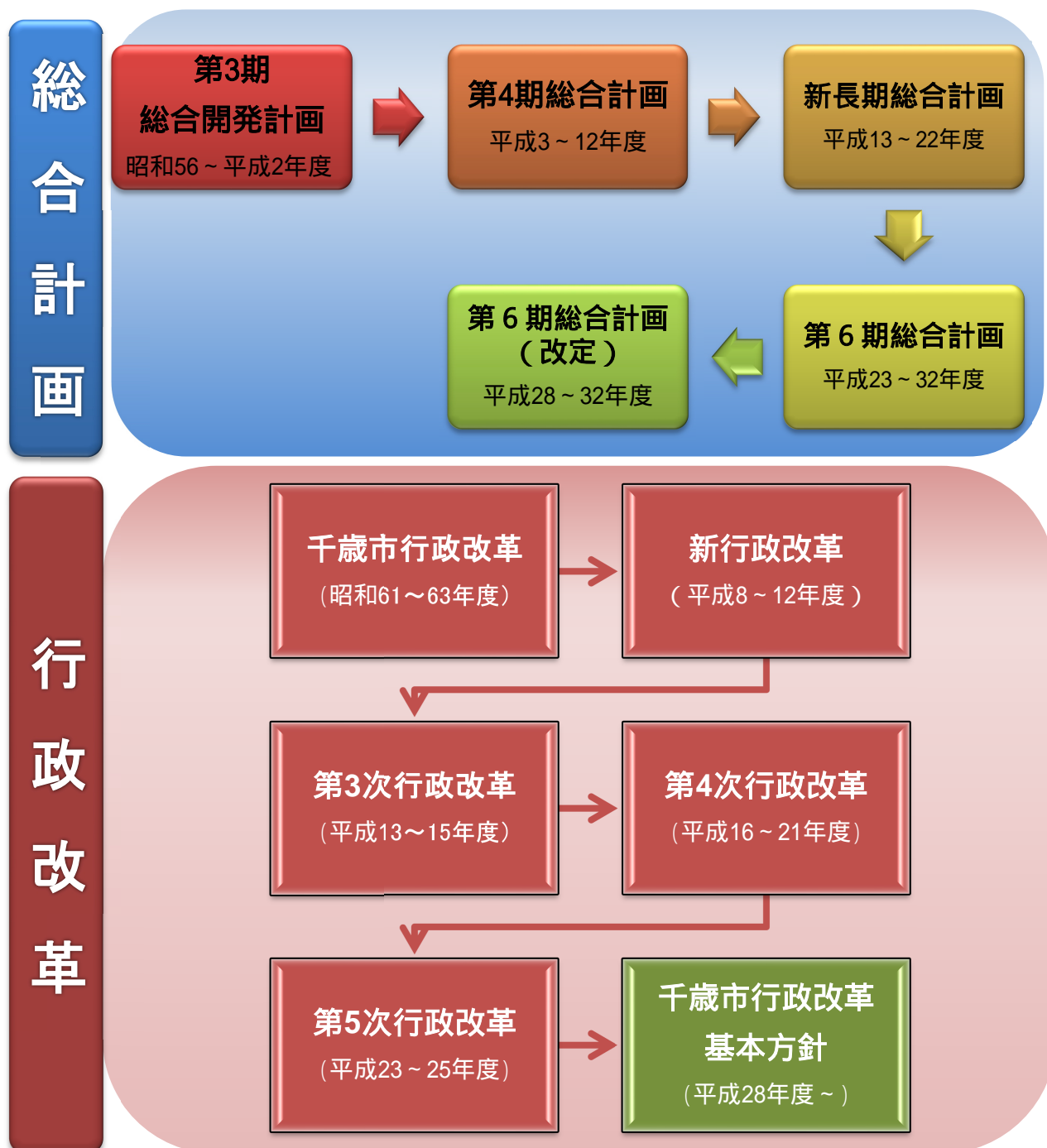
目次

1 策定にあたって	
（1）行政改革の経緯	1
（2）これまでの行政改革	2
2 行政改革の必要性	2
3 行政改革の推進	
（1）基本方針	3
（2）行政改革の手法	
業務改革	4
定数管理	5
4 改革の推進体制等	
（1）推進体制	5
（2）市民への公表等	5

1 策定にあたって

(1) 行政改革の経緯

千歳市では、昭和 61 年度に行った千歳市行政改革（昭和 61 年度から昭和 63 年度）に始まり、平成 8 年度からは新行政改革（平成 8 年度から平成 12 年度）、また平成 13 年度からは第 3 次行政改革（平成 13 年度から平成 15 年度）、平成 16 年度からは第 4 次行政改革（平成 16 年度から平成 21 年度）、さらに平成 23 年度から平成 25 年度にかけては第 5 次行政改革と、継続して行政改革に取り組んできました。



(2) これまでの行政改革**千歳市行政改革 《第1次》 (S61～63年度・3年計画)**

大綱 昭和61年2月策定

実施状況 計画件数：138件 実施件数 88件 実施率 63.8%

主な取組 組織機構の簡素合理化(企業誘致、大学誘致等)

新行政改革 《第2次》 (H8～12年度・5年計画)

大綱 平成8年3月策定

実施状況 計画件数：124件 実施件数 115件 実施率 92.7%

主な取組 窓口サービスの充実(閉庁日・時間外の諸証明交付)

第3次行政改革 (H13～15年度・3年計画)

大綱 平成13年10月策定

実施状況 計画件数：32件 実施件数 25件 実施率 78.1%

主な取組 事務事業の委託化(浄水場、市営牧場等)、ITの推進

第4次行政改革前期 (H16～18年度・3年計画)

大綱 平成16年11月策定

実施状況 計画件数：32件 実施件数 28件 実施率 87.5%

主な取組 指定管理者制度の活用(総合武道館など19施設)

第4次行政改革後期 (H19～21年度・3年計画)

大綱 平成19年7月策定

実施状況 計画件数：24件 実施件数 20件 実施率 83.3%

主な取組 北海道からの権限移譲の推進(パスポート発給業務等)

第5次行政改革 (H23～25年度・3年計画)

大綱 平成23年8月策定

実施状況 計画件数：21件 実施件数 20件 実施率 95.2%

主な取組 公金のコンビニ収納の導入や広告事業の活用

2 行政改革の必要性

地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに「最少の経費で最大の効果を挙げる」と及び「組織及び運営の合理化に努める」との2点について不断の努力を重ねなければなりません。

この目的を達成するため、多くの都市では、行政改革大綱等を策定し計画的に行政改革に取り組んできましたが、社会経済情勢は、少子高齢化による人口減少時代に入り、国地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方分権により社会行政構造は大きく変化し、住民に最も身近な基礎自治体が対応すべき行政課題も増大すると見込まれ、これまで以上に効率的な行政運営が求められています。

3 行政改革の推進

(1) 基本方針

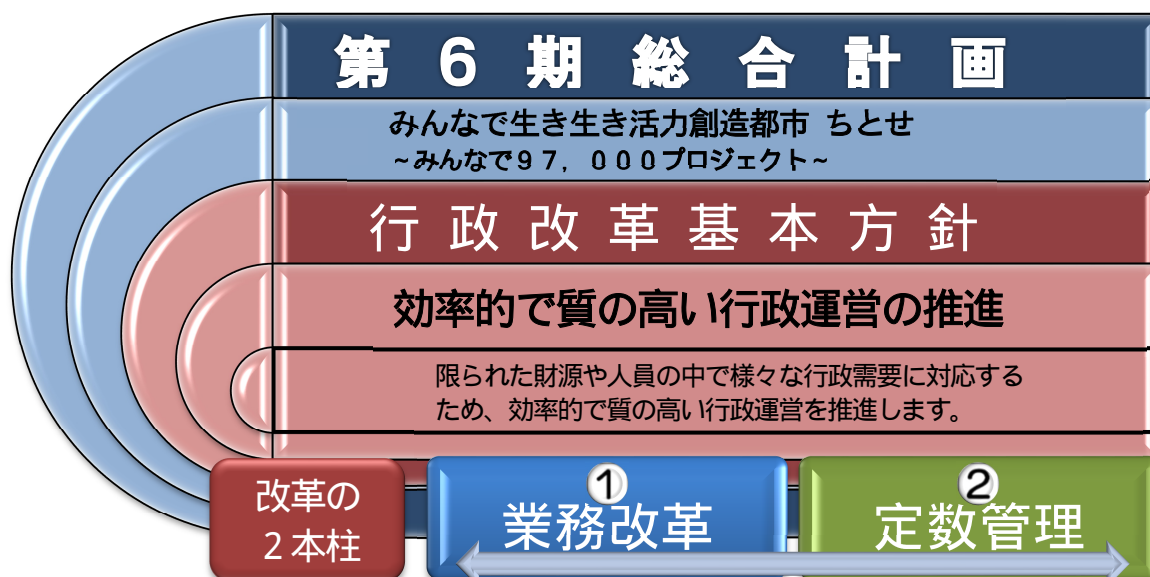
千歳市第6期総合計画では、千歳市が持つ特性や資源などの「都市力」と市民一人ひとりが持つ知識や経験などの「市民力」を生かし、まちの活力が市民との協働により持続し、都市として安定的な発展を続けながら質的な成熟を図っていくことを基本理念とし、市民や各種団体・企業等による活動が更なる活力と勢いを創り出す「みんなで生き生き 活力創造都市 ちとせ」を将来都市像として定めています。

また、移住・定住促進の施策を集中的に進める内容の「千歳市移住・定住促進プロジェクト」を策定し、平成32年度の目標人口を97,000人と定め、その内容を強化発展させる形で国の地方創生の動きと連動させた「千歳市人口ビジョン・総合戦略～みんなで97,000プロジェクト～」を策定し、集中的・効果的な人口増加施策を進めています。

このような状況のなか、今後の行政改革を推進するための基本方針は、第6期総合計画で定め、第5次行政改革大綱の基本方針である「効率的で質の高い行政運営の推進」を普遍的方針として継承し、「限られた財源や人員の中で様々な行政需要に対応するため、効率的で質の高い行政運営を推進する。」ことを目指し、業務改革（民間委託等の推進やICT（情報通信技術）の徹底的な活用などによる更なる業務改革の推進）、

定数管理（業務量に応じた職員定員の適正な配置）を、主要な取組（改革手法の2本柱）として行政サービス改革を推進します。

今後も多様化する行政需要や新たな行政課題に機動的に対応していくため、この基本方針である「効率的で質の高い行政運営の推進」は、期限を設けることなく日常の行政サービスにおいて実行する責務とし、業務改革と職員数の適正管理に取り組みます。



(2) 行政改革の手法

行政改革は、これまで以上に効率的で質の高い行政サービスを提供するための組織としての改善の取組の成果です。一方、行政改革の成果を上げるためには一人ひとりの職員の仕事に対する意識の改善の取組も必要であり、その成果である意識改革は行政改革と一体のものと言えます。

このため、千歳市人材育成方針や意識改革アクションプランを着実に実行し意識改革を進めるとともに、職員の能力・実績を客観的に把握し適正に評価することにより各人の能力を最大限に引き出し、効率的・効果的な行財政運営を担うことのできる職員の育成に取り組みます。

業務改革

少子高齢化や行政需要の多様化等による住民ニーズが増大しているなか、その行政事務を行ううえでの業務改革は、事業規模や業務量の大小を問わず日常的に取り組む課題として位置づけ、その進捗について組織と業務改革の観点から毎年検証します。

行政サービスのアウトソーシング（民間委託等）の推進

民間事業者の提供するサービスが進化をとげており、安定的かつ持続的に行政サービスを提供してくため、費用対効果等を勘案しながら積極的に民間委託や指定管理者制度等を活用し更なる業務改革に取り組みます。

定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、総点検を実施

公の施設について、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的に運営

ICT等を活用した業務の見直し

行政事務や行政サービスにおけるICTの役割は今後ますます重要となるため、積極的にICTを活用して業務の標準化・効率化に努め、電子自治体整備を合理的、経済的及び計画的に推進します。

事務事業全般に渡って、業務フローの見直しやICTの活用等を通じて業務を効率化

電子自治体・ICT化の推進について、国においても積極的に取り組まれており、また、様々な場面で情報の共有と即時性が高まっているため、概ね現年から3年の取組を計画的に実施

重点推進項目

行政運営上の重要事項や組織を横断する業務の改革等については、トップダウン方式により行政改革推進本部で重点推進項目として決定し、強力に推進します。



定数管理

千歳市は、人口増に伴って増加する行政需要と空港が所在する道央の中核都市として多くの事業が進行中であり、将来のまちづくりを見据えた事業も積極的に展開しています。

このような状況のなか、業務改革の取組を定数管理に反映するため、毎年各部署の現状と課題及び法定定員の充足状況及び事務事業量を勘案してスクラップ・アンド・ビルド方式により組織機構の見直しを図ったうえで、適正な事務事業の執行が確保できる必要最小限の職員数による行政運営を行います。

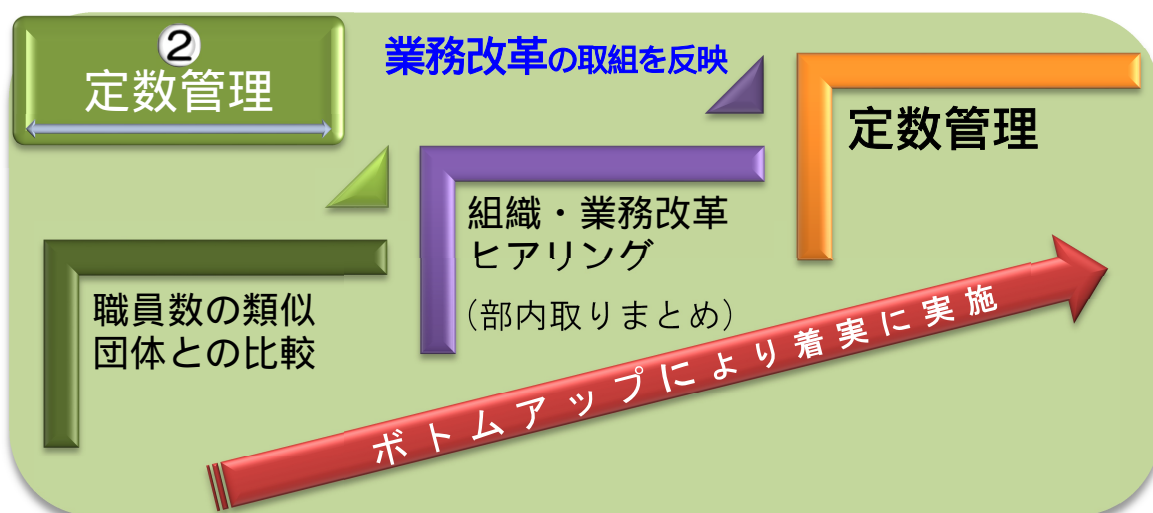
客観的指標による職員数の検証

都市（人口）規模等の類似する団体や近隣自治体との職員数の比較

各部単位のローリング形式による組織・業務管理ヒアリング

様々な行政需要に迅速に対応するため、現年から3年計画を毎年ヒアリング

退職状況に加え、再任用や非常勤職員等の活用を見据えながら組織機構を検証



4 改革の推進体制等

(1) 推進体制

行政改革推進本部

「行政改革推進本部」は、副市長を本部長、教育長、公営企業管理者を副本部長、各部長職を本部員で構成し、行政改革に関する重点推進項目を決定します。また、定数管理や業務改革の取組・進捗状況についての検証を行います。

業務改革・定数管理

「業務改革・定数管理」の状況は、業務改革、組織機構、職員定数等を各部署で毎年見直しを行います。

(2) 市民への公表等

行政改革の「基本方針」は、パブリックコメント等を実施のうえ公表し、毎年実施する「業務改革・定数管理」の検証結果はホームページなどで公表します。